

第5章 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点

環境影響評価方法書(平成19年2月)に記載した内容に関する変更点は、表5-1に示すとおりである。

ここに記載したのは、平成19年8月20日に北海道知事より提出された「(仮称)北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価方法書に対する意見について」によるもの、及び事業者自らが変更したものである。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点(1/9)

方法書における章区分	頁	方法書の記載内容	準備書における章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第2章	2-2 ～ 2-13	第2章 対象最終処分場事業の目的及び内容 第1節 対象最終処分場事業の目的 第2節 対象最終処分場事業の内容	第2章	2-1-1 ～ 2-2-13	第2章 対象最終処分場事業の目的及び内容 第1節 対象最終処分場事業の目的 第2節 対象最終処分場事業の内容	知事	【総括的事項1 事業特性の明確化】 環境影響評価準備書(以下「準備書」という)の作成にあたっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっての前提となる工事の内容や供用時の状況等の事業特性を具体的かつ分かりやすく記載すること。 また、当該事業は、泥炭土の上に処分場の設置を計画していることから、遮水シートの破損や水質、土壌など周辺の環境への影響を防止するため、必要に応じて行われる沈下防止対策なども具体的に準備書に記載すること。 【総括的事項5 事業規模設定の基本となる計画について】 「さっぽろごみプラン21」において定めた目標値(平成26年度)については、平成17年度において既に目標値を達成していることを踏まえ、埋立処分量の一層の削減を進め、環境への負荷を可能な限り低減するよう努めること。
						自主	計画の熟度に沿ってデータを更新した。
第3章	3-1-1	概況把握区域の気象については、石狩地域気象観測所の観測結果を整理した。	第3章	3-1-4	概況把握区域の気象については、最寄りの石狩地域気象観測所における過去21年(平成2年～平成22年)の月別観測結果を表3-1-1に整理した。	自主	石狩地域気象観測所より過去21年の平均が公開されているため。なお、最多風向は当該データに含まれていないため過去10年の平均を用いた。
	3-1-5	概況把握区域においては、篠路一般環境大気測定局(札幌市測定)で大気質調査が行われている。		3-1-6	冬季には西風が多いため、事業実施区域の風下側に当たる江別市の篠路一般環境大気測定局の測定結果についても、整理した。 篠路一般環境大気測定局、篠津一般環境大気測定局とも平成13～22年度の測定結果の推移をとりまとめ、表3-1-2～表3-1-3に示した。 ※なお、石狩地域気象観測所における通年の卓越風向は東南東であった。ただし、冬季は西風が卓越していた。	知事	【個別の事項1 大気質・騒音・振動(1)】 事業実施区域周辺は石狩湾の方から吹く北西風が多いため、予定地の風下における大気データも把握するよう努めること。
		記載なし		3-1-8 3-1-9	2) ダイオキシン類 3) 降下ばいじん	自主	【5 大気観測局について】 事業予定地の西側に位置する篠路一般大気観測局のデータを用いて予測・評価を行うこととなるが、事業予定地周辺は石狩湾の方から吹く北西風が多いため、予定地の風下における大気データも把握するよう検討すること。 粉じん等(粉じん、はいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質)に関する調査方法は、『常時監視測定局、気象台、測候所等における既存資料の収集並びに当該情報の整理及び解析』としており、そのデータを追記した。
	3-1-8	測定結果は、表3-1-3に示すとおりであり、環境基準を満たしている。		3-1-12	平成17～20年度の自動車交通騒音測定結果の推移は、表3-1-6に示すとおり、全ての調査年度で環境基準を満足していた。	自主	主務省令第5条第3項では、地域特性の把握に当たっては、現在の状況だけでなく過去の状況の推移及び将来の状況も把握することになっており、騒音の状況の推移についても記載した。
	3-1-8	記載なし		3-1-12	(3) 騒音の状況 2) 一般環境騒音 概況把握区域においては、一般環境騒音は測定されていない。 (4) 振動の状況 2) 一般環境振動 概況把握区域においては、一般環境振動は測定されていない。	自主	騒音の状況において、自動車交通騒音については記載していたが、一般環境の騒音については記載がなかったため追記した。
	3-1-16	平成16年度の測定結果は0.21pg-TEQ/1と環境基準の150pg-TEQ/1を満足している。		3-1-21	平成16～22年度のダイオキシン類(水底の底質)の測定結果の推移は、表3-1-11に示すとおり、0.097～0.49pg-TEQ/gであり、環境基準を満足していた。	自主	主務省令第5条第3項では、地域特性の把握に当たっては、現在の状況だけでなく過去の状況の推移及び将来の状況も把握することになっているため、水底の底質の状況の推移についても記載した。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (2/9)

方法書 における 章区分	頁	方法書の記載内容	準備書 における 章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第3章	3-1-16	平成16年度に、札幌市で地下水調査が実施されており、56地点で地下水の水質に係る概況調査が、10地点で汚染井戸周辺調査が、86地点で、定期モニタリング調査が行われている。 そのうち、概況把握区域では1地点でトリクロロエチレンを超過している地点があるが、その他はすべて環境基準を満たしている。	第3章	3-1-22	札幌市においては地下水の水質測定が実施されており、平成22年度は23地点で地下水の水質に係る概況調査が、5地点で汚染井戸周辺調査が、47地点で定期モニタリング調査が行われている。 平成16年度の定期モニタリング調査では、概況把握区域内の1地点でトリクロロエチレンが環境基準を超過していたが、平成17年度以降は基準を超えている地点はない。 平成16～22年度の概況調査の水質測定結果の推移は、表3-1-12に示すとおり、平成22年度の概況調査において2地点(概況把握区域外)で砒素が環境基準を超過している。 また、概況把握区域内の5地点において、地下水の水質測定が行われているが、表3-1-13に示すとおり、環境基準を超えている地点はない。	自主	平成17年度以降は、トリクロロエチレンが環境基準を満たしていることを記載した。 また、主務省令第5条第3項では、地域特性の把握に当たっては、現在の状況だけでなく過去の状況の推移及び将来の状況も把握することになっており、地下水の状況の推移について記載した。
	3-1-17	記載なし		3-1-25	概況把握区域内の北区篠路町福移における過去7年間(平成16～22年度)の沈下量の推移は表3-1-14に示すとおり、平成22年度に0.66cmの沈下が認められている。	自主	概況把握区域内において沈下量の測定調査が行われているため。
	3-1-17	概況把握区域における土壌環境のダイオキシン類に係る調査が、福移小中学校(東区中沼町240番地)及びあいの里東小学校(北区あいの里3条7丁目)で行われている。 平成16年度の測定結果は福移小中学校では0.22pg-TEQ/g、あいの里東小学校では0.086 pg-TEQ/gと環境基準(1,000pg-TEQ/g)を満足している。		3-1-27	また、土壌環境のダイオキシン類(固定発生源周辺調査)に係る調査は、概況把握区域内にある福移小中学校、あいの里東小学校及び丘珠中学校の測定結果をとりまとめることにより行った。 平成12～22年度のダイオキシン類(土壌)の測定結果の推移は表3-1-16に示すとおり、福移小中学校は0.028～1.0pg-TEQ/g、あいの里東小学校は0.086～0.85pg-TEQ/g、丘珠中学校は0.30pg-TEQ/gであり、いずれも環境基準を満足していた。	自主	主務省令第5条第3項では、地域特性の把握に当たっては、現在の状況だけでなく過去の状況の推移及び将来の状況も把握することになっており、土壌汚染の状況の推移について記載した。
	3-1-22	記載なし		3-1-32	表3-1-19 重要な地形・地質	知事	【総括的事項2 地域特性の把握】 地域特性の把握に関し、重要な地質の分布状況が把握されていないことや社会的状況についても記載されていない施設等があることが送付された意見書で指摘があったことから、可能な限り周辺地域の現況の把握に努め、準備書に記載すること。
		記載なし		3-1-34	(4) 地形・地質の形成と変遷	知事	【総括的事項2 地域特性の把握】 地域特性の把握に関し、重要な地質の分布状況が把握されていないことや社会的状況についても記載されていない施設等があることが送付された意見書で指摘があったことから、可能な限り周辺地域の現況の把握に努め、準備書に記載すること。
	3-1-27 3-1-35	エゾホトケ		3-1-37 3-1-43	エゾホトケドジョウ	自主	環境省から発行されている最新版のレッドリストに記載されている種名に準拠した。
	3-1-35	イトヨ 環境庁選定種：第2回緑の国勢調査		3-1-43	イトヨ 北RDB留意(北海道RDB留意種)、2回調対(第2回緑の国勢調査 調査対象種)	自主	イトヨは、北海道レッドデータブックでは、日本海型が留意種に、太平洋型が地域個体群に選定されている。
	3-1-39	概況把握区域における現存植生の分布状況は、図3-1-12に示すとおりである。		3-1-45	現況把握区域における現存植生の分布状況の推移は、図3-1-15(1)～(2)に示すとおり、JR札幌線北側にあった畑地、耕作放棄地雑草群落や牧草場が市街地や住宅地が変わっている。	自主	主務省令第5条第3項では、地域特性の把握に当たっては、現在の状況だけでなく過去の状況の推移及び将来の状況も把握することになっており、植生の状況の推移について記載した。
	3-1-48	記載なし		3-1-55	モエレ沼公園とサッポロさとらんどの入場者数の推移は、表3-1-32に示すとおり、モエレ沼公園は約80万人、サッポロさとらんどは約60万人の入場者がある。	自主	人と自然との触れ合いの活動の場の状況において、各施設の利用状況を記載した。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点(3/9)

方法書における章区分	頁	方法書の記載内容	準備書における章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第3章	3-2-1	札幌市の人口の推移は、表 3-2-1 に示すとおりである。	第3章	3-2-1	札幌市及び事業実施区域が位置する東区中沼町と北区篠路町福移における平成 14 年～23 年度の人口の推移は、表 3-2-1 に示すとおりである。	自主	事業実施区域が位置する東区中沼町と北区篠路町福移における人口の推移としたため。
	3-2-2	記載なし		3-2-2 3-2-4	(2) 土地利用の変遷 図 3-2-2 事業実施区域周辺の土地利用の変遷	知事	【総括的事項 2 地域特性の把握】 地域特性の把握に関し、重要な地質の分布状況が把握されていないことや社会的状況についても記載されていない施設等があることが送付された意見書で指摘があったことから、可能な限り周辺地域の現況の把握に努め、準備書に記載すること。
	3-2-3	図 3-2-1 土地利用基本計画図(平成 18 年)		3-2-3	図 3-2-1 土地利用基本計画図(平成 21 年)	自主	データを更新した。
	3-2-4	記載なし		3-2-5	表 3-2-4 地下水利用施設一覧	知事	【総括的事項 2 地域特性の把握】 地域特性の把握に関し、重要な地質の分布状況が把握されていないことや社会的状況についても記載されていない施設等があることが送付された意見書で指摘があったことから、可能な限り周辺地域の現況の把握に努め、準備書に記載すること。
	3-2-6	国土交通省北海道開発局(平成 11 年度)では、表 3-2-4 に示すとおり、5 地点で交通量の観測を行っている。		3-2-7	交通量観測結果の推移は、表 3-2-5 に示すとおり、一般道道 273 号の交通量が減少しているが、他の路線の交通量は概ね増加傾向にある。	自主	データの更新(平成 17 年度と 22 年度の交通量観測結果が公表されたため)。
	3-2-8	記載なし		3-2-9 3-2-10	表 3-2-6 主な学校、病院、社会福祉施設等一覧	知事	【総括的事項 2 地域特性の把握】 地域特性の把握に関し、重要な地質の分布状況が把握されていないことや社会的状況についても記載されていない施設等があることが送付された意見書で指摘があったことから、可能な限り周辺地域の現況の把握に努め、準備書に記載すること。
	3-2-11	図 3-2-5 下水道構築図(平成 18 年)		3-2-13	図 3-2-6 下水道構築図(平成 23 年)	自主	データを更新した。
	3-2-16	北海道資料によると、概況把握区域では、図 3-2-7 に示すとおり、石狩川、豊平川の各区分において「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定により指定された水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされており、環境基準は表 3-2-7～9 に示すとおりである。		3-2-18	概況把握区域においては、表 3-2-9 及び図 3-2-8 に示すとおり、石狩川水系の河川に「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定により指定された河川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている。 なお、概況把握区域においては、湖沼の水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている湖沼はない。 また、札幌市内の河川においては、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている河川はない。	自主	概況把握区域における環境基準類型指定状況を追記した。
	3-2-19	表 3-2-9 水質汚濁に係る環境基準-湖沼 c 備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。		3-2-21	表 3-2-12 水質汚濁に係る環境基準-湖沼 c 備考 1 基準値は、年間平均値とする。	自主	記載ミスを修正した。
	3-2-24	「環境基本法」第 17 条第 3 項の規定により、計画地域を札幌市及び石狩市とした札幌地域公害防止計画が策定され、昭和 51 年度から平成 12 年度にかけての公害防止に関する諸施策が推進された。引き続き、札幌市の市域において、計画期間を平成 13 年度から平成 17 年度までとした札幌地域公害防止計画が策定され、公害防止に関する諸施策が推進された。		3-2-26	「環境基本法」第 17 条第 3 項の規定により、計画地域を札幌市及び石狩市とした札幌地域公害防止計画が策定され、昭和 51 年度から平成 12 年度にかけての公害防止に関する諸施策が推進された。 引き続き、札幌市の市域において、計画期間を平成 13 年度から平成 17 年度までとした札幌地域公害防止計画が策定され、公害防止に関する諸施策が推進された。 なお、平成 18 年以降は策定されていない。	自主	平成 18 年以降は策定されていないことを追記した。
	3-2-32	また、石狩川水域には、水質汚濁防止法第 3 条 3 項の規定に基づき北海道が条例で定める、一律排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準が適用されている。		3-2-33	概況把握区域においては、ベケレット湖が湖沼の窒素の含有量及び燐の含有量についての排水基準に係る湖沼に、モエレ沼が湖沼の燐の含有量についての排水基準に係る湖沼に指定されている。 また、石狩川水域には、水質汚濁防止法第 3 条 3 項の規定に基づき北海道が条例で定める一律排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準が表 3-2-22 及び表 3-2-23 に示すとおり適用されている。	自主	概況把握区域における湖沼の窒素含有量及び燐の含有量についての排水基準に係る湖沼の指定状況、石狩川水域の上乗せ排水基準を追記した。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点(4/9)

方法書 における 章区分	頁	方法書の記載内容	準備書 における 章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第3章	3-2-34	表3-2-18 (一律排水基準) ノルマルヘキサン抽出物質(油分)鉍油類 ノルマルヘキサン抽出物質(油分)動植物 油脂類 フェノール類 銅 亜鉛 溶解性鉄 溶解性マンガン クロム 窒素 リン	第3章	3-2-35	表3-2-21 (一律排水基準) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍油類含有量) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) フェノール類含有量 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 窒素含有量 燐含有量	自主	項目の名称を適正な表記に修正した。
	3-2-42 3-2-43 3-2-44	指定都市である札幌市は、市として規制 地域及び規制基準を設定している。札幌市 資料等によると、「悪臭防止法」第3条及び 第4条の規定に基づき、「悪臭防止法に基 づく規制地域及び規制基準」が定められて おり、悪臭原因物の規制基準として敷地境 界において臭気指数 10、排出水中におい て臭気指数 26、悪臭防止法施行規則第6 条の2に定める方法により算出して得ら れる臭気排出強度または臭気指数が設定 されている。 表 3-2-3(1) (1号規制基準) 表 3-2-3(2) (2号規制基準) 表 3-2-3(3) (3号規制基準)		3-2-44	札幌市においては、平成 10 年 7 月か ら臭気指数による悪臭規制を行っている。 工場等の敷地境界及び気体排出口にお ける規制基準は表 3-2-28 に、排出水 における規制基準は表 3-2-29 に示す とおりである。 表 3-2-28 悪臭防止法に基づく悪臭原因 物の規制基準 (気体) 表 3-2-29 悪臭防止法に基づく悪臭原因 物の規制基準 (排水)	自主	札幌市の悪臭の規制は、臭気指数による 規制であるため、臭気指数による規制 基準とした。
	3-2-46	(4)都市緑地保全法に基づく特別緑地保 全地区の区域 概況把握区域には、「都市緑地保全法」第 3条第1項の規定により指定された特別 緑地保全地区の区域はない。		3-2-46	4)都市緑地法に基づく緑地保全地域又 は特別緑地保全地区の区域 概況把握区域には、「都市緑地法」第5 条の規定により指定された「緑地保全 地域」及び第12条の規定により指定 された「特別緑地保全地区」の区域 はない。	自主	適正な表記に修正した。
	3-2-48	(3)都市緑地保全法に基づく基本計画 札幌市では、「都市緑地保全法」第2条 の2第1項の規定により定められた緑 地の保全及び緑化の推進に関する基本 計画として、札幌市緑の基本計画が策 定されている。		3-2-48	3) 都市緑地法に基づく基本計画 札幌市では、「都市緑地法」第4条第1 項の規定により定められる緑地の保 全及び緑化の推進に関する基本計画 として、平成 23 年 6 月に札幌市み どりの基本計画が策定されている。	自主	適正な表記に修正した。
	3-2-50	記載なし		3-2-50	8) 土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に係る法律に基 づく土砂災害警戒区域又は土砂災害 特別災害区域の指定状況 概況把握区域においては、「土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律」第3条第1 項の規定により定められた土砂災害 警戒区域又は土砂災害特別警戒区域 はない。	自主	概況把握区域における「土砂災害警 戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律」第3条第1項 の規定により定められた土砂災害警 戒区域又は土砂災害特別警戒区に ついて追記した。
	3-2-51 3-2-52	「ペケレット沼環境緑地保護地区」		3-2-51 3-2-52	「ペケレット湖環境緑地保護地区」	自主	記載ミスを修正した。
	3-2-53	札幌市では、公害の苦情が報告されて おり、その件数は表 3-2-25 に示す とおりである。		3-2-53	札幌市における平成 13~22 年度の 公害の苦情件数の推移は表 3-12-7 に示すとおりで、大気汚染の苦情 件数は減少しているが、悪臭、騒 音及び振動の苦情件数は横ばい傾 向にある。	自主	主務省令第5条第3項では、地域特 性の把握に当たっては、現在の状 況だけでなく過去の状況の推移及 び将来の状況も把握することにな っており、公害苦情処理件数の推 移について記載した。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (5/9)

方法書 における 章区分	頁	方法書の記載内容	準備書 における 章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第4章	4-2	<p>表 4-1-1 選定項目及びその選定理由</p> <p>水質 水の汚れ 浸出液処理水の排出 ○ 水の濁り 造成等の施工 ○ 最終処分場の存在 記載なし 浸出液処理水の排出 ○ 有害物質等 浸出液処理水の排出 ○</p> <p>事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 水の汚れ 浸出液処理水の排出による影響が考えられることから、項目として選定する。 水の濁り 造成等の施工及び浸出液処理水の排出による影響が考えられることから、項目として選定する。 有害物質等 浸出液処理水の排出による影響が考えられることから、項目として選定する。</p>	第6章	6-1-2	<p>表 6-1-1 選定項目及びその選定理由</p> <p>水質 水の汚れ 浸出水処理水の排出 △ 水の濁り 造成等の施工 ○ 最終処分場の存在 ◎ 浸出水処理水の排出 △ 有害物質等 浸出水処理水の排出 △</p> <p>事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 水の汚れ 浸出水処理水は、公共用水域には排出せず、公共下水道へ接続することから、評価項目として選定しなかった。 水の濁り 造成等の施工及び最終処分場の存在後に雨水集排水の排出による影響が考えられることから、項目として選定した。 有害物質等 浸出水処理水は、公共用水域には排出せず、公共下水道へ接続することから、評価項目として選定しなかった。</p>	自主	<p>浸出水処理水は公共用水域には排出せず、公共下水道へ接続することから、項目として選定しなかった。 水の濁りについては、最終処分場の存在後に雨水集排水の排出による影響が考えられることから、項目として選定した。</p>
	4-2	<p>表 4-1-1 選定項目及びその選定理由</p> <p>地形及び地質 記載なし</p> <p>事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 事業実施区域及びその周辺には、既存資料を収集した結果、重要な地形及び地質は確認されていないため、項目として選定しない。</p>		6-1-2	<p>表 6-1-1 選定項目及びその選定理由</p> <p>地形及び地質 工事の実施 造成等の施工 ◎ 土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在 ◎</p> <p>事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 札幌市内に重要な地形及び地質(豊平川扇状地及び高位泥炭層)が存在するため、項目として選定する。</p>	知事	<p>【総括的事項3 環境影響評価項目の選定】 環境影響評価方法書では、事業特性の記載内容が不十分であることから、影響要因の特定が難しく、結果として、環境影響評価の項目の選定根拠が不十分になっているものが見受けられます。 このため、事業特性によって定まる様々な影響要因を明らかにし、環境影響評価の項目の選定根拠について、準備書に分かりやすく示すこと。 また、調査の結果、新たに周辺住民の生活環境や自然環境に対して影響及ぼすおそれが生じた場合は、環境影響評価の項目を追加するなど適切に対応すること。</p> <p>【個別的事項3 地形・地質(1)】 地形については、「日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会)」による豊平川(溪谷・扇状地地形)が保全すべき地形として選定されていますが、詳細な位置については明記されていないとのことで、環境影響評価の項目に選定していませんが、現況の把握などに基づく重要な地形に対する認識について明らかにすることなどを選定理由に示し、準備書に記載すること。</p> <p>【個別的事項3 地形・地質(2)】 当該地の地質は高位泥炭土壌であり、「わが国の失われつつある土壌の保全をめざして～レッド・データ土壌の保全～(日本ペドロロジー学会)」による石狩泥炭地の高位泥炭土と思われるので、環境影響評価の項目の重要な地質として選定するよう検討すること。</p>
						市長	<p>【1 地形地質について(1)】 予定地周辺には石狩川水系が作り出した湿原の一部が残存しており、そこにカラカネイトンボなどの希少種が生息しているなど、周辺一帯は特徴のある地形・地質を形成している。 このため、地形・地質についても調査、予測及び評価の対象とすること。</p> <p>【1 地形地質について(2)】 福移湿地や事業予定地を含めた周辺一帯の地形・地質が、石狩川水系との関係でどのように形成され、変遷を経てきたか、また、開発や土地利用の経緯についても可能な限り資料を整理したうえで、調査手法を検討すること。</p>

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (6/9)

方法書 における 章区分	頁	方法書の記載内容	準備書 における 章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第4章	4-2	表 4-1-1 選定項目及びその選定理由 温室効果ガス メタン 廃棄物の存在・分解 ○	第6章	6-1-2	表 6-1-1 選定項目及びその選定理由 温室効果ガス メタン 最終処分場の存在 ◎ 廃棄物の存在・分解 ○ 二酸化炭素 建設機械の稼働 ◎ 資材、機械及び建設工事に伴う 副産物の運搬に用いる車両の運行 ◎ 造成等の施工 ◎ 埋立・覆土用機械の稼働 ◎ 浸出水処理施設の稼働 ◎ 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 ◎	自主	造成等の施工に伴い、建設機械の稼働や資材運搬が行われる。供用時には廃棄物の埋立で建設機械の稼働、廃棄物の運搬、廃棄物の分解に伴い温室効果ガスが発生する可能性があるため、項目として選定した。
	4-2	表 4-1-1 選定項目及びその選定理由 記載なし		6-1-2	表 6-1-1 選定項目及びその選定理由 カラス・トビ・カモメ 土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在 ◎ 事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 市長意見により、廃棄物によるカラス等の誘引の可能性 があるため、項目として選定した。	市長	【10 カラス・トビ・カモメについて】 本来、不燃ごみが処分対象であるが、有機物が混じることもあり、その場合、カラスやカモメなどが集まる可能性がある。 このため、現在稼働しているごみ処分場の実態調査を行い、カラス等の影響を予測・評価するよう検討すること。
	4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15	表 4-2-1(1)～(13) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由 当該項目に該当する事業特性 埋立容量：2,368,000m ³ 事業実施区域面積：49.5ha 埋立面積：25.4ha 手法の選定の理由 事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日 厚生省令第61号、最終改正 平成18年3月30日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。		6-2-2 6-2-3 6-2-4 6-2-5 6-2-6 6-2-7 6-2-8 6-2-9 6-2-11 6-2-12 6-2-13 6-2-14 6-2-15 6-2-16	表 6-2-1～表 6-2-14 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由 当該項目に該当する事業特性 埋立容量：2,421,000m ³ 事業実施区域面積：50.08ha 埋立面積：25.4ha 手法の選定の理由 事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日 厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。	自主	事業計画が変更されたため。 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の最終改正日が更新されたため。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (7/9)

方法書における章区分	頁	方法書の記載内容	準備書における章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第4章	4-3	表 4-2-1(1) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(大気質) 調査内容 1 大気質の状況 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 粉じん等の状況 2 気象の状況 (1) 風向 (2) 風速 3 規制の状況等 (1) 大気汚染に係る環境基準指定状況 (2) 周辺土地利用等 4 影響要因の把握 (1) 工事中における運搬車両及び建設機械の台数、運行経路等の諸条件 (2) 供用時における運搬車両及び埋立・覆土用機械の台数等の諸条件	第6章	6-2-2	表 6-2-2 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(大気質) 調査内容 騒音同様に、「車両の運行が予想される道路の沿道の状況」及び「道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」を調査する。 調査方法 大気質の状況、気象の状況 常時監視測定局、気象台、測候所等における既存資料の収集(事業実施区域西側の篠路一般大気観測局に加え、風下における観測所のデータも収集)並びに当該情報の整理及び解析とする。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。 【個別的事項1 大気質・騒音・振動(2)】 粉じん等の発生要因を明らかにし、調査、予測及び評価の手法の選定根拠と併せて準備書に記載すること。 【個別的事項1 大気質・騒音・振動(3)】 騒音の調査では「車両の運行が予想される道路の沿道の状況」及び「道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」を調査することとしていますが、これらの調査内容は車両走行に伴う大気質及び振動に係る予測及び評価の際にも必要であると考えられます。 このため、大気質及び振動の調査内容に騒音の調査内容と同様に「車両の運行が予想される道路の沿道の状況」及び「道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」を加えた調査、予測及び評価手法について検討すること。
	4-4	表 4-2-1(2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(騒音)		6-2-3	表 6-2-2 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(騒音) 予測地点について最寄の人家を対象とする。 予測の手法 運搬車両と場内で稼働する重機を分けて予測する。	市長	【8 騒音測定地点について】 騒音や振動については、廃棄物の搬入に伴う運搬車両と、処分場内で稼働する重機の影響とに分けて予測、評価する必要がある。 これらの影響を受けない、処分場から離れた地点でのデータで評価するのではなく、運搬車両の通行経路や処分場近傍の人家等で調査、予測、評価すること。
	4-6	表 4-2-1(4) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(悪臭)		6-2-5	表 6-2-4 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(悪臭) 影響要因の把握 現況の事業実施区域の悪臭及び発生源となる類似の埋立施設における悪臭発生状況 予測手法 類似する事例の引用もしくは解析により行う。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。
	4-7	表 4-2-1(5) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(水質)		6-2-6	表 6-2-5 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(水質) 予測の手法 対象となる事業特性を考慮し、沈降試験に基づく解析により行う。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。
	4-8	表 4-2-1(6) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(地下水)		6-2-7	表 6-2-6 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(地下水) 水質の状況 札幌市の定期モニタリング地点のうち、概況把握区域では1地点でトリクロロエチレンを超過している地点があるが、その他はすべて環境基準を満たしている。 調査方法 地下水の水質は、人の健康の保護に関する項目(健康項目)及びダイオキシン類について、豊水期及び渇水期と想定される時期にそれぞれ1回行う。 地下水の水位は、豊水期、渇水期を含む時期に行う。	市長	【3 地盤沈下について】 事業予定地は泥炭土壌の軟弱地盤であり、ここに膨大な量の廃棄物を埋立てることから、処分場自体のほか、周辺地域の沈下や地下水位の変動、地下水の流れ方向の変化の可能性が予想される。 周辺の生活環境は勿論、福移湿地などの自然環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じることとし、環境調査の段階では、これらの対策を念頭において調査地点や調査項目の選定、調査期間等を検討し、必要な調査を行うこと。 【4 地下水について】 事業予定地周辺の泥炭地の地下水については、鉄分が多く、砒素濃度も高い可能性があるため、周辺の地形・地質条件に留意しながら、これらの項目についても調査、予測及び評価の対象とすること。 処分場が地下水の水位や水質に及ぼす影響は、新設するモニター井戸だけでなく、既存の井戸についても確認するよう検討すること。
				記載なし	6-2-8	表 6-2-7 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(地形及び地質)	知事

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (8/9)

方法書における章区分	頁	方法書の記載内容	準備書における章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第4章	4-9	表 4-2-1(7) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 記載なし	第6章	6-2-9	表 6-2-8 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 調査内容 2 保全対象種の選定 [選定基準とした資料] ・環境省報道発表資料「鳥類、爬虫類、両生類及びその他の無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」、「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」	自主	環境省 改訂版レッドデータブック(レッドリスト)が見直しされたため追記した。
	4-9	表 4-2-1(7) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 調査地域・方法 2 調査方法 (1)動物の状況(魚類) ・網等による捕獲調査：事業実施区域及びその周辺の水域において、6、9～10月頃の2期に調査を行う。		6-2-9	表 6-2-8 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 調査地域・方法 2 調査方法 (1)動物の状況 5)魚類 ・網等による捕獲調査：事業実施区域及びその周辺の水域において、5、9～10月頃の2期に調査を行う。	市長	【6 魚類調査時期について】 魚類の産卵期における調査は、産卵期の少し前、魚の動き始める5月の中旬から下旬にかけて行うよう検討すること。
	4-9	表 4-2-1(7) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 記載なし		6-2-9	表 6-2-8 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(動物) 調査地域・方法 2 調査方法 (2)動物の状況[追加調査] (1)に引き続き実施した追加調査の方法は、次のとおりである。 1)哺乳類 ・コウモリ類を対象とした樹洞確認調査：事業実施区域及びその周辺において、2月の1期に調査(分布状況把握)を行い、7～8月頃のうち2期に調査(利用状況確認)を行う。 2)鳥類 ・猛禽類調査：事業実施区域及びその周辺において、2、3、4、5、6、7、8、9月頃の2～9期に調査を行う。 ・猛禽類営巣環境調査：オオタカ繁殖実績巣において、12～1月頃の1期に調査を行う。 ・猛禽類古巣確認調査：事業実施区域及びその周辺において、2、7月頃の2期に調査を行う。 3)魚類 ・福移湿原魚介類調査：福移湿原において、7、9月頃の2期に調査を行う。 7)昆虫類 ・福移湿原カラカネイトトンボ調査：福移湿原において、6、7、9月頃の3期に調査を行う。 ・重要種調査：ナツアカネ、ギンイチモンジセセリ、カバイロシジミを対象に、事業実施区域及びその周辺において、6、7月の2期に調査を行う。 8)底生動物 ・福移湿原底生動物調査(定量採集・定性採集)：福移湿原において、5、7、9月頃の3期に調査を行う。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。 【個別的事項4 動物、植物、生態系(1)】 動物の調査にあたっては、その動物の生態等を把握し、適切な調査時期、方法等を設定すること。 【個別的事項4 動物、植物、生態系(2)】 地下水の予測評価と併せて、地下水位等の変化によって生じる動植物の生育・生息環境や生態系への影響の程度についても検討し、その結果を準備書に記載すること。
						市長	【9 希少トンボ類について】 トンボ類はベイトトラップやライトトラップでは捕獲できないため、カラカネイトトンボの活動期に、トンボ類を対象としたラインセンサス等を検討すること。

表 5-1 環境影響評価方法書に記載した内容に関する変更点 (9/9)

方法書における章区分	頁	方法書の記載内容	準備書における章区分	頁	準備書の記載内容	出自	変更理由
第4章	4-10	表 4-2-1(8) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(植物) 記載なし	第6章	6-2-11	表 6-2-9 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(植物) 調査内容 2 保全対象種の選定 [選定基準とした資料] ・環境省報道発表資料「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」	自主	環境省 改訂版レッドデータブック(レッドリスト)が見直しされたため追記した。
	4-10	表 4-2-1(8) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(植物) 記載なし		6-2-11	表 6-2-9 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(植物) 調査地域・方法 2 調査方法 (2) 植物相及び植生の状況、植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況[追加調査] (1)に引き続き実施した追加調査の方法は、次のとおりである。 ・重要種移植先検討調査：事業実施区域及びその周辺において、4、8月頃のうち2期に調査を行う。 ・福移湿原植物相調査：福移湿原において、6、7、9月頃のうち3期に調査を行う。 ・福移湿原植物群落調査：福移湿原において、8月頃の1期に調査を行う。 ・福移湿原ミズゴケ類調査：福移湿原において、7月頃の1期に調査を行う。 ・福移湿原植生図作成調査：福移湿原において、7、10月頃の2期に調査を行う。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。 【個別的事項2 水質・地下水(4)】 地下水の予測評価と併せて、地下水位等の変化によって生じる動植物の生育・生息環境や生態系への影響の程度についても検討し、その結果を準備書に記載すること。
	4-12	表 4-2-1(10) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(景観) 調査地域・方法 2 調査方法 (1)景観の状況 1) 調査地点 主要な眺望点であるモエレ沼公園とする。		6-2-13	表 6-2-11 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(景観) 調査地域・方法 2 調査方法 (1)景観の状況 1)調査地点 主要な眺望点のほか、日常の生活の場からの眺望点とする。	知事	【総括的事項4 調査手法等の選定】 調査、予測及び評価の手法については、その環境に与える影響の重要性に応じ詳細な調査、予測の手法を選定すること、又は簡略化した手法を選定することなど事業特性に応じた手法の検討を行うこと。 また、調査地域は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域とし、事業特性や地域特性を踏まえ、環境項目ごとに検討し、適切に設定すること。 【個別的事項5 景観】 当該処分場は土堰堤構造により高さが10mを超え、地域住民の日常生活の場からの眺望に対する影響が懸念されることから、景観の予測は主要な眺望点からの眺望の他に、日常生活の場からの眺望や地域を特徴付ける景観という観点からの景観資源を抽出するなど、調査、予測地点の選定について検討すること。
		記載なし		6-2-17	表 6-2-15 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由(カラス・トビ・カモメ等)	市長	【2 景観について】 不特定多数の人が利用するモエレ沼公園から眺望する最終処分場の景観への配慮はもちろんのこと、周辺の道路や一般的な道路からも、処分場を眺望できる視点場を複数の方向から調査選定し、敷地内の既存樹林を生かすなどの方法で景観形成を検討すること。 【10 カラス・トビ・カモメについて】 本来、不燃ごみが処分対象であるが、有機物が混じることもあり、その場合、カラスやカモメなどが集まる可能性がある。 このため、現在稼働しているごみ処分場の実態調査を行い、カラス等の影響を予測・評価するよう検討すること。